

紙入院診療録の電子化について

平成 17 年 4 月「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信技術の利用に関する法律（e-文書法）」の施行に伴い、紙文書をスキャナで取り込んだ電子化文書による電子保存が一定要件下で可能となりました。紙診療録に関しても、紙診療録のスキャンによる電子化保存についての指針が示され、真正性、見読性、保存性の三条件を満たすことにより、電子化保存が可能です。

昨今のデジタルトランスフォーメーションの一環として、当院では順次、紙入院診療録の電子保存を進めております。それに伴い、紙入院診療録を電子化し、紙媒体は廃棄する方針です。

電子化についてご異存のある方は、下記の窓口までご連絡ください。

※対象となる紙入院診療録は、2004 年～2014 年に退院したものです。

相談窓口：医事課 診療情報管理チーム

（平日のみ 8：30 ～ 16：30）

Email：him-toyama@adm.u-toyama.ac.jp